

549

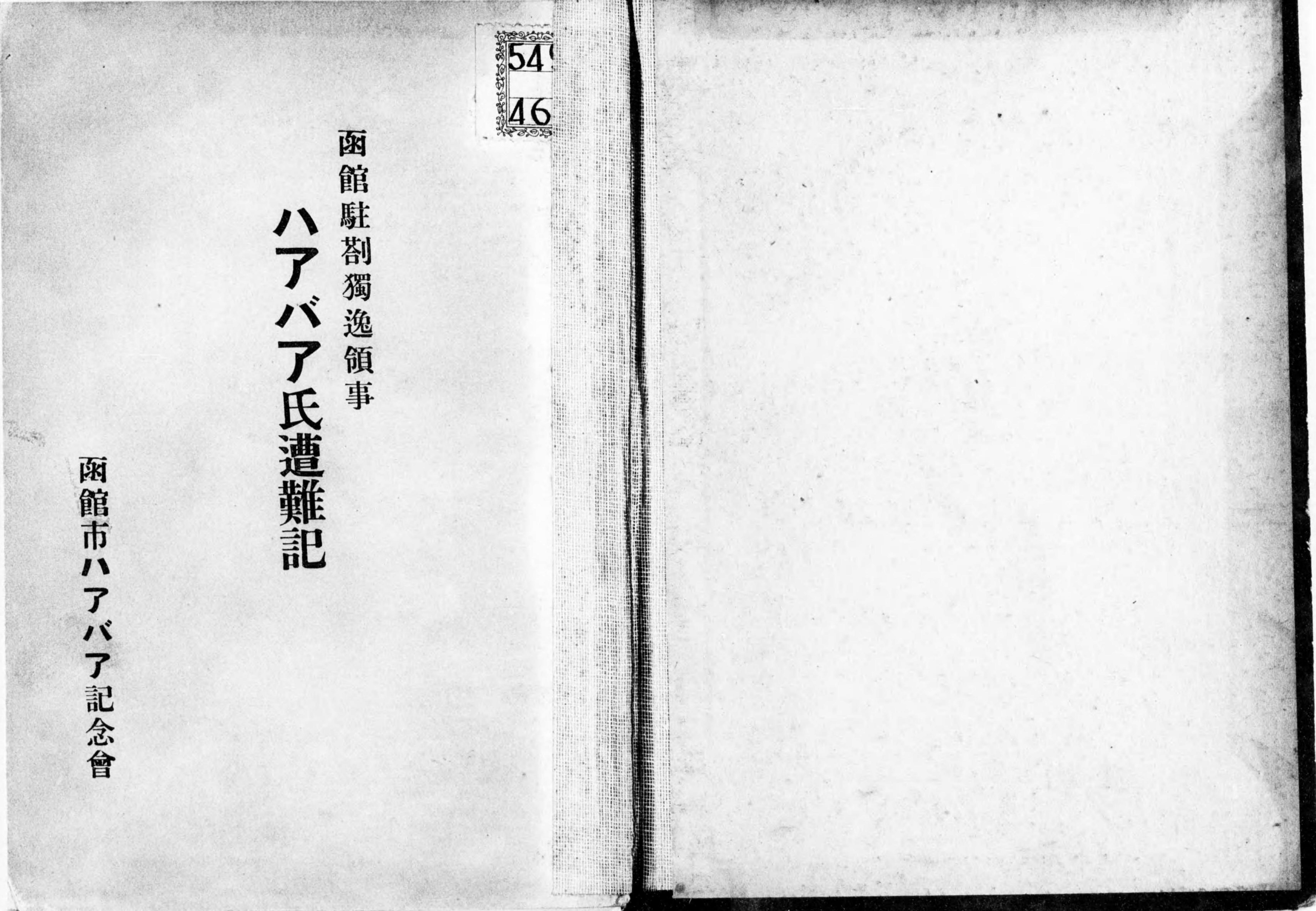
461

46/
函館駐劄通領事
八アハア兵遭難記

6 7 8 9 10
50 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

始

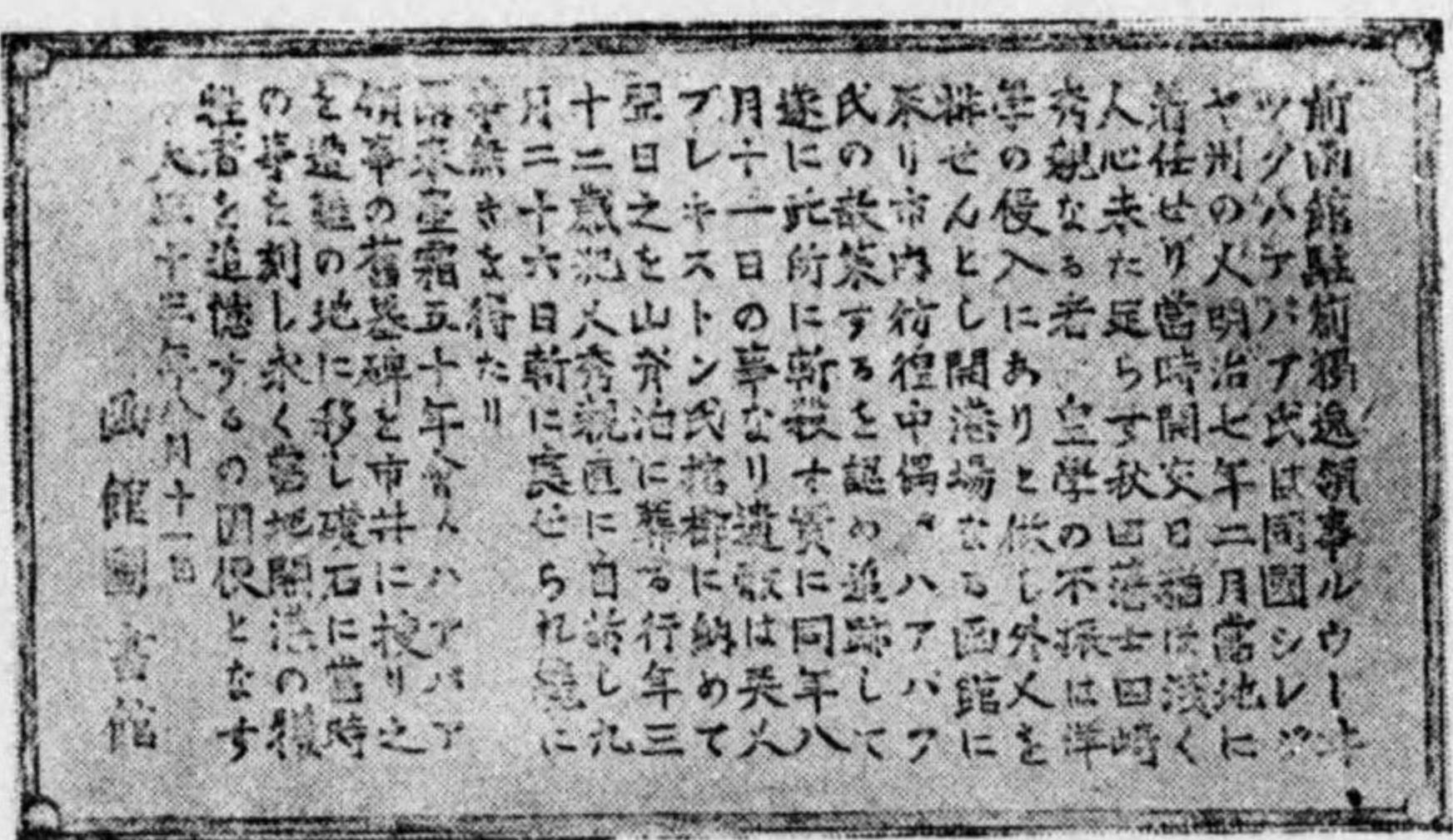
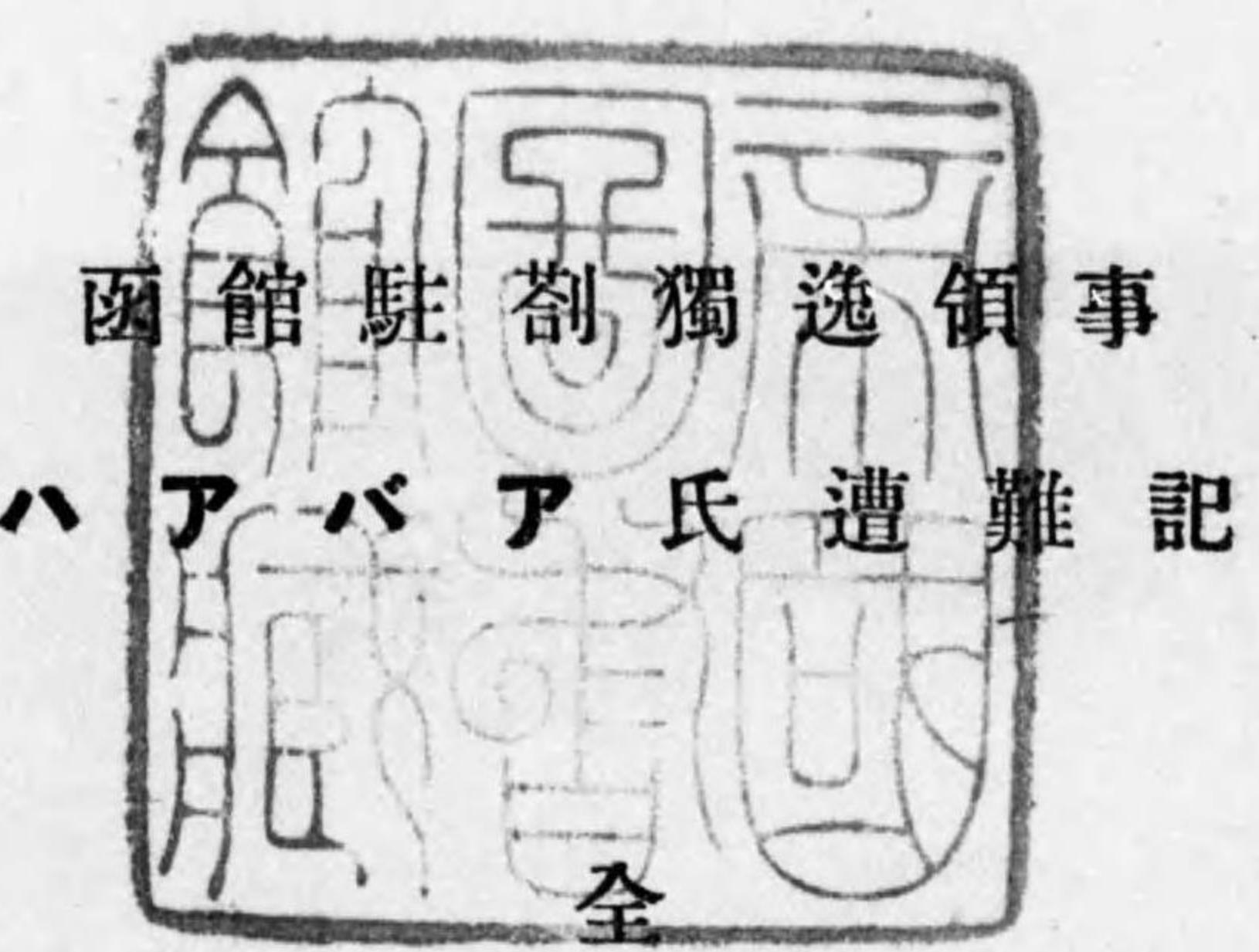




函館駐劄獨逸領事

ハアバア氏遭難記

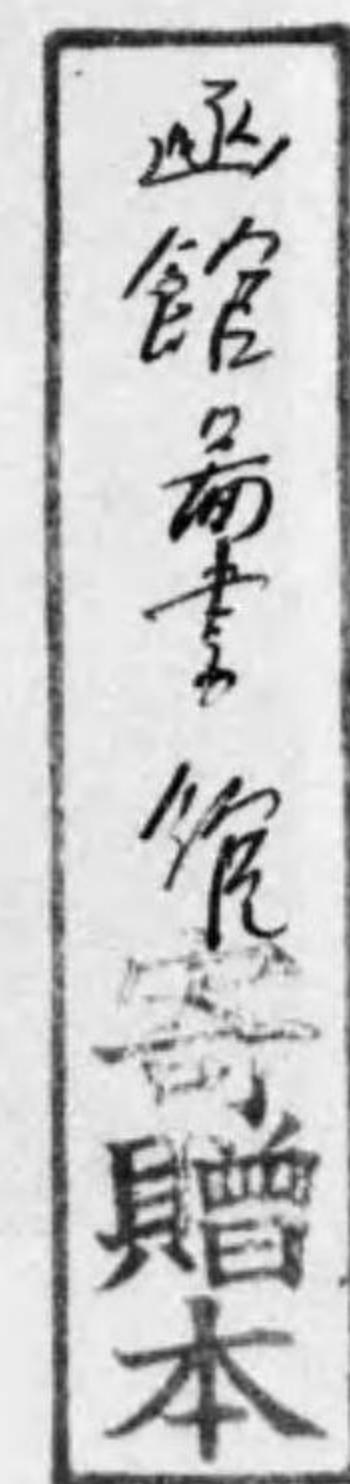
函館市ハアバア記念會



ハアバア氏遭難記念碑臺座記刻文

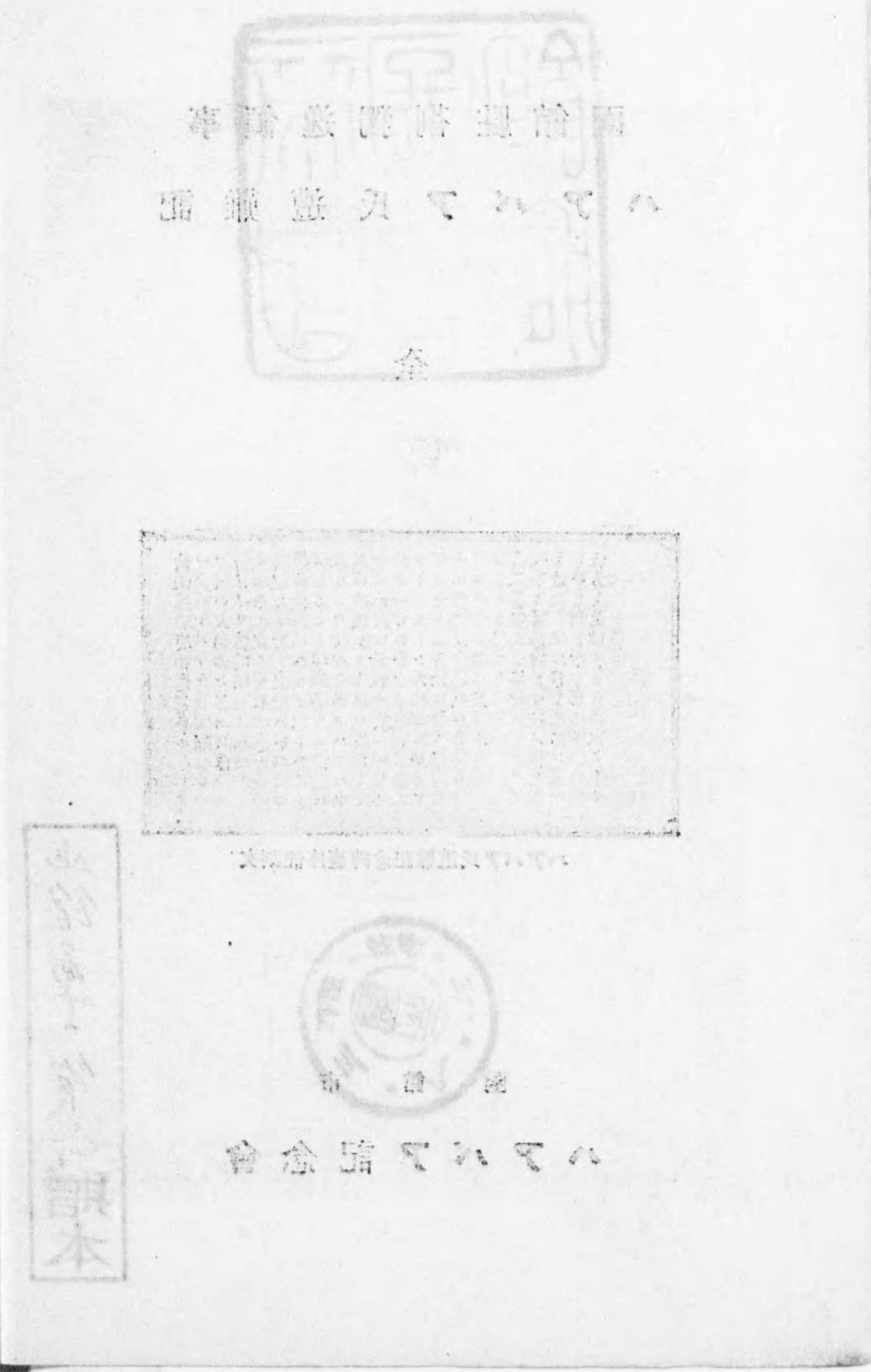


ハアバア記念會





ハアバア氏遭難記念碑（在谷地頭公園裏）



549-461

目 次

ハアバア氏遭難記念碑臺座記刻文	扉
ハアバア氏遭難記念碑	銅
はしがき	繪
ハアバア氏遭難記	版
フリツツ、ハアバア博士肖像	銅
ウキルヘルム研究所	版
フリツツ、ハアバア博士略傳	毛版

前函館駐劄獨逸領事ルウド牛ツク、ハアバア氏逝きてより茲に五十年、ゆくりなくも其の甥なる、伯林ガイザア、ウキルヘルム研究所の物理化學部長フリツツハアバア博士が、展墓の爲に來函するを好期とし、其遭難地に建設せる記念碑の除幕式を舉行し、遭難當時の顛末を錄して記念出版をすることゝした。

此事件に關し遭難當時の記録としては内閣の公文書、開拓使函館支廳の公文書函館裁判所一件記錄等あるも、其他にあつては編輯者が大正五年の春、函館毎日新聞に記述せる『函館百珍』と題せる小品中に摘記せると、之にヒントを得て北海道史編纂係員たりし阿部正巳氏が函館支廳の公文書を基礎として大正九年五月雑誌『歴史地理』に發表せるもの等に止まる。

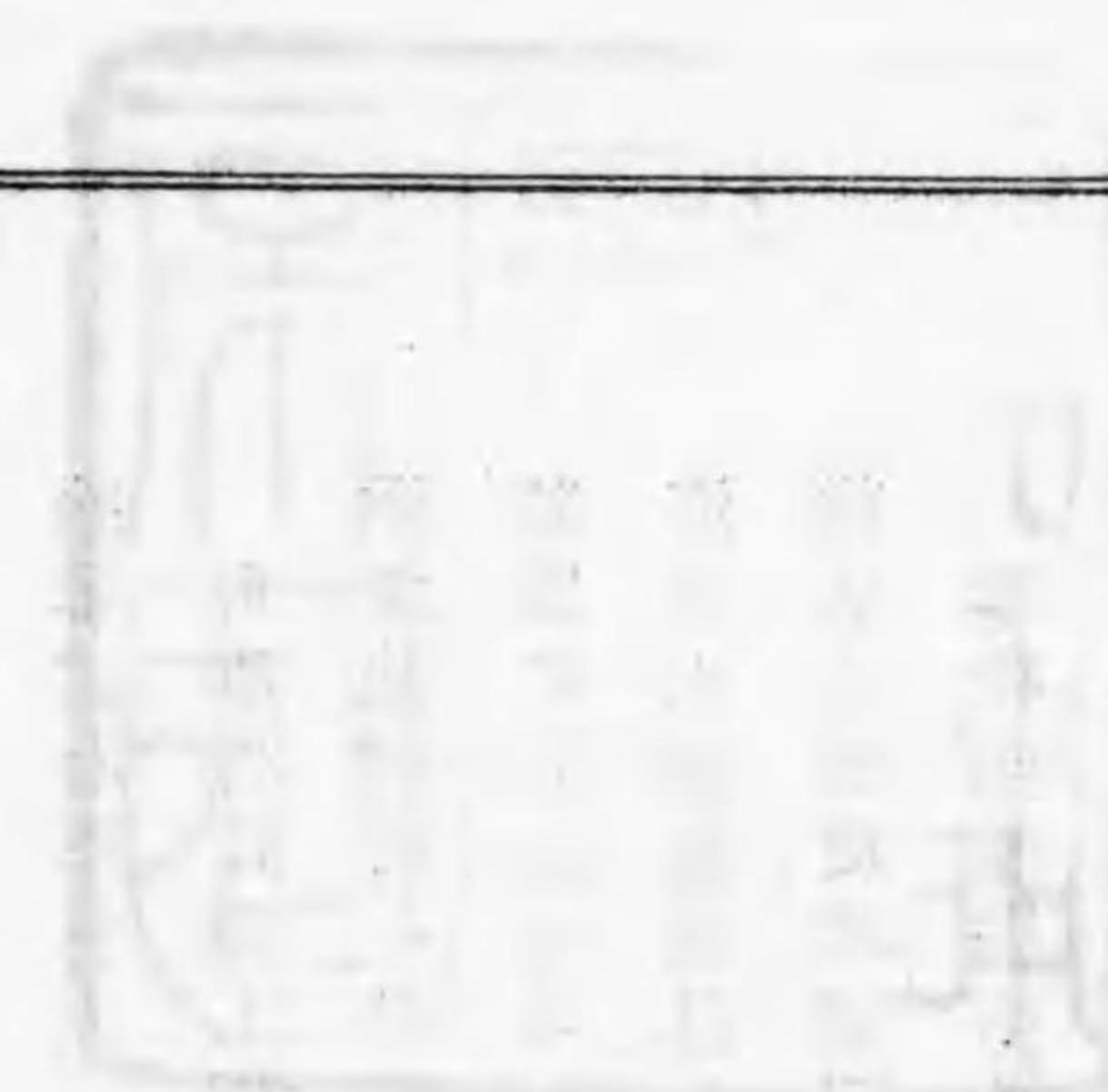
其後函館駐劄英國領事館員甲比丹ジョン、ウキル氏の日誌を、同氏と親交ある坂井長次郎氏より函館圖書館に寄贈せられたるが、其一節に當時現場に立會ひたるジョン、ウキル氏の精細なる觀察を記述せるを以て今其等を基礎とし、他に開拓使日誌、函館裁判所沿革史等を參照して此一編を草する事としたのである。

大正十一年八月十一日

ハアバア領事遭難地を眺むる

函館圖書館の一室にて

岡田健藏



ハアバア氏遭難記

函館圖書館 主事 岡田健藏

浦賀灣頭の砲聲は徳川幕府三百年の夢を破り、鎖國より開國への一轉機を興へた。之が爲に人心の動搖は津々浦々の端までも波及して、世論は彌が上にも高潮し、止まる所を知らざる有様で、鎖國攘夷の思想は隨處に外人迫害の慘劇を演ずるに至つた。生麥村の英商人慘殺、さては東禪寺の夜襲の如きも其現れの一端である。

幕府倒れて、明治政府の興れる後は其餘波遠く北海の岸をうち、明治七年八月十一日には遂に、我が函館に於て獨逸國領事ルウドキツク、ハアバア氏を慘殺するに至つた。

生麥事件は一英商人を殺害したに過ぎないが、猶ほ英艦は薩藩に砲火を交ゆ

るの大事を惹起し、のみならず我より十萬磅の償金を提供したるに比し、ハアバア事件は一國を代表する使臣たるにも拘らず、獨逸帝國の善意の了解の下に僅に加害者を斬に處したるのみにて事落着を見たるは、維新早々の我國としては不幸中の幸として、此寛大なる獨逸の態度を甚だ諒としなければならぬ。

ハアバア領事は一八四三年の三月十五日に獨逸國シユレジヤ州のブリーグに生れ、函館に赴任して來たのは明治七年二月である。其以前は暫く中央亞米利加に居つたが、其處で不斗も強烈なるマラリヤ病に罹つた。

函館赴任の後も宿痾屢々再發して其都度大いに悩み、谷地頭で遭難した當時も、前日までは矢張り臥せつて居つたさうである。身体は小柄で常々とても病身らしく見ゆる眉目秀麗の青年紳士であつたと云ふ。

當時ハアバア氏は船場町居留地（阿部氏仲濱町と云ふも船場町郵船支店所在地なるべし）に於て英商人の經營して居つたブレキストン、マアル商會に假寓し、其處で領事の事務を執つて居た。

八月十一日は幸に好天氣であつたので、永らく病床に在つたハアバア氏は久振りで病床を離れ、其頃避暑に來て居つた、東京の専問學校教授である友人の獨逸人と、それに英人ジョン、ウキル氏及びブレキストン、マアル商會の人々と共に晝の食卓に就いた。それは恰度午後一時から二時の間である。卓を囲んで食事を執りながら四方山の話からハアバア氏とウキル氏との間に一つの問題に就いて意見を異にして議論が交された。そして食事を終つた時にハアバア氏はウキル氏の肩を叩いて『吾々はお茶の時に又此問題に就いて意見を交換し黑白を定めやうではないか』と云つた。これがウキル氏との間に交された最後の言葉にならうとは誰が思つたであらう。

久しく熱に悩まされたハアバア氏は好天氣を幸に友の教授と連立つて散歩に出掛けた、そして兩人は大通りから蓬萊町に出で、それから谷地の新切通し（今青柳町電車通）を谷地頭に下り、其處のお茶屋（淺田屋？）に休息したと云ふことである。其處でハアバア氏は教授に一つの提議をした。それは歸路につい

て新切通しと古き道と別れ々々に歸らうと云ふことであつた。教授は此提案に賛成して元來た道を辿り、ハアバア氏は谷地頭の山麓に添ふて古き道を歸ることにした。之は孰れが早く宿に歸り着くかと云ふ競争の爲であつたのだが、之が爲にハアバア氏は不慮の死を遂げるに至つたのである。友の教授が若し連立つて歸つたならば、ハアバア氏の弱々しきに引更へ頑丈な体軀の持主である教授は充分に此の危難を防ぎ得たであらうにと今更ながら惜まれる。

加害者の田崎秀親は舊秋田藩の士族で、明治四年に秋田に置かれた中教院に入門し、大教宣教掛小野崎通亮に就いて皇學を研究して居つた。處が明治七年六月に至り中教院が廢されたので、之は洋學が我國に入つた爲と、外國と和親を結んで洋夷が居留するに至つた爲であると思込み、且つ此の澆季衰頽を挽回するには悉く居留の外人を殺害するに若かずと思誤り、事容易ならざれども吾一人を以て之を敢行し以て其赤誠を示さうと決心した。

そして秋田市中を物色して歩いたが其の目的を達する機會を得なかつたので、

その年七月二十七日意を決して故郷の秋田を出發した。それはまづ最も近き開港場である函館に渡つてその目的を遂げやうと云ふのである。

能代に一晩、岩立に一晩泊つて青森縣下森山に着いた。其處で函館行の便船を待ち合せ八月六日大徳丸と云ふ船に乗つて、八日には函館に上陸することが出来た。宿は大町の柴田と云ふ旅籠屋である。

翌九日は朝飯後海關所（今水上警察署所在地）で検閲を受け、午後は市中を見物し、汐見町の露西亞教の會堂を見、それから八幡宮（今の八幡坂上）に参詣して宿に歸つた。此日宿料の中に金壹分貳朱を仕拂つたさうである。夕食後一風呂浴びて又散歩に出掛けた。其時途中で白衣白袴の外人に出逢つたが之は後で殺害したハアバア氏に似て居つたと口述書にあるそうちが、ウキル氏の日誌によれば此日病床にあつたと云ふから之は思違ひであらう。又更に一町程行つて法華寺（今海事局所在地に在りし實行寺？）の門前で外國人に遇つた。其の外國人は秀親に向つて言葉を交へやうとしたが、通じないので別れたと云ふ

ことである。ウキル氏の日誌に依れば、米國領事の息ジョン、ハアヂ氏が彼の爲めに尾行された事あるから或は此時に遇つた外人ではなかつたかと思ふ。そして秀親は其夜臺町の遊女屋に登樓した。

茲に面白いことは田崎秀親が其口述書に、遊女屋に宿つた夜半、夢に神様が枕頭に立つて『方今外國人猖獗廢帝論を企つるに由り汝秀親夫れ速に刺せよ』と御託宣があつたので、其爲に殺意を決したと云つて居る。勿論此事は秀親の假想に過ぎないものである。翌日も亦一日市中を巡つて外人を狙つたが其の目的を達する機會がなかつた。其夜は蓬萊町の遊女屋小島屋に遊んで翌十一日の午前八時頃遊女を伴つて宿に歸り、食事を共にして遊女を歸したと云ふ事である。

其後壇を撒き歎をして二通の宣文を認め、之を恭しく奉讀して、其一通は焼き棄て一通は目的を達した後に読み上ぐる事とし、しかと内懷に納め、豫て旅宿に預けて置いた大小の中から脇差を受取つて午後の一時に宿を出た。之が函

館に來て外出に帶刀した初めである。そして前夜遊んだ蓬萊町の遊女屋に登樓し、其處で午後五時近くまで遊興して立出てた時は微醉機嫌であつたと云ふ。秀親が日傘をさして眞直くに招魂社を指して行くと、社の三丁程手前で一人の外人らしき者が先に行くのを見たので、其跡を追ふて行くと、向ふから二人の日本婦人が來た。それで「先きに行くのは日本人か」と聞くと、一人は外人だと云ひ、一人は日本人だと答へた。それで一寸逡巡つてゐると又一人の男が谷地頭の方から來たので、それに聞くと外人だと云つた。そこで跡を追駆けたとは道史編纂係員の記述であるが、時間の關係とジョン、ウキル氏の日誌から考へると之は秀親が蓬萊町の遊女屋から出て、新切通しを通り、ハアバア氏が谷地頭からの歸途を尾行し來つたものと解せられる。

其の遭難の地點（谷地頭二番地）に來た時、秀親はハアバア氏に追ひ付いて、手にして居つた、日傘を以てハアバア氏を後より突いた。之に驚いたハアバア氏が振返つて見ると、秀親は外人であることを確めたので、日傘を投げ棄て脇

差を抜くより早く左の耳の邊に切り付けた。ハアバア氏は素早く帽子を投げ付けたさうであるが、秀親が更に切付けたので、農家の後から山の方に逃げやうとしたが、秀親は追縋つて、二太刀、三太刀と切り付けたのでハアバア氏は遂に其處に轉倒してしまつた。其を尙ほも散々に切窘んだので、暫く苦悶してとうく絶命した。秀親は其を見て、其處の農家で水を飲み、主の石川善藏と云ふ人に言付けて死人に水を撒かせやうとしたが、善藏が拒んだので之を威し付けて水を撒かせ、且つ本當に絶命したか否かを調べさせた。やがて秀親は其儘其處を立去らうとしたので善藏が名前を聞くと貫族姓名を告げて立去つたそ�である。

秀親は其足で富岡町の本願寺別院境内に在る遷卒屯所に自首した。此時外人殺害の證據としてハアバア氏の時計と、先きに認めた宣文を差出したとあるがウキル氏の日誌には帽子も持參したと書いてある。そして外人殺害の理由は宣文にあると言つて更に口を開かなかつたさうだ。秀親は最初現場で屠腹する考

へであつたが、兩方死んでは其理由が解らなくなつてはと云ふので目訴したのだと云つてゐる。宣文は

掛巻モ畏キ神風ノ伊勢國ニ座坐ス、兩宮皇大御神、鳥カ鳴ク東國ノ三社大神等、八雲立出雲國ノ杵築宮坐ス大神、辭別テハ天神地祇八百社ノ大神等ノ大前ヲ、源朝臣田崎秀親四方四隅ニ慎ミ敬ヒ奉リテ畏ミテ白ス、秀親伊怯ク、離道在レトモ我秋田ノ縣社ニ奉仕祠官藤原ノ通亮ガ導ニ依テ、神代御典ヲ讀窺ヒテ、天地ノ初發昔ヨリ世間ノ在シ悉ク大神等ノ御所爲ニ洩ルル事無ク落ル事无ク、現ツ御神ト天ツ日嗣ノ高美座ニ豐葺原ノ瑞穂ヲ安國ト平ク安ク知召テ、君臣ノ氣和亦人ト在ヘキ道ノ義ハ美ク供リテニキホウ國ト榮ヘ有シニ此箱館ニ寄止居ル海外他國人吾、大王ヲ廢シ……其狂賊ヲ討罰メント、樞原宮ニ肇國ヲ所知召神磐禮彦天皇命一昨夜夢ニ語リ玉ヘルニ依テ……先ノ皇御祖ノ命ノ御心ノ思フカマ、ニ討罰メサセ玉ヒテ、菅々敷皇國ノ光ヲ他萬國マデモ輝サシメ玉ヒ……青キ赤キ心ノ誠ヲ恵ミ幸ヒ玉ヘテ、御靈幸ヲ乞願奉ラ

ント畏ミ畏ミ白ス。

此理由書は文意の通ぜぬ節もあるが神道研究の結果、極端なる排外思想を抱きたる青年の血氣の發作であることは明らかである。そこで秀親を屯所に拘置して、一方は函館開港以來の大椿事と云ふので大狼狽を來し、役人を現場に派遣するとか、開拓使函館支廳に上申するとか、各國領事に事の顛末を知らせる等非常なる大混雜を來した、のみならず共犯者の逃走を虞れて船舶の出帆を差止め、其の處置に苦んで帆や、船往來までも取上げて應急策を講じたさうだが間もなく共謀者が無いと云ふことが知れて禁を解くことが出來た。

ハアバア氏の宿所であるブレキストン、マアル商會に此悲しむべき知らせの來たのは、ハアバア氏と午餐の時論議を上下したウキル氏が午睡をとつて居た時である、その時ウキル氏は外の方に唯事ならぬ騒々しい物音を聞いたので直ちに寝床を飛出すると、其處に甲比丹ブレキストン氏は番頭に向つて何事が命じて居つた。それは四人の船頭にロツプと棒ごを持たせて、出来る丈け早くハア

バア氏の倒れて居る處に駆け付けよと云ふことであつた。然し番頭は此の如き事件に無経験であつたからジョン、ウキル氏は自ら進んで其任務を引受けた、そして素早く準備を整へ五人の一行が駆足で現場に向つた。途中でウキル氏はハアバア氏が絶命したとは心付かずブランデーか何かを持つて行かうと氣付いたが、ブレキストン氏が出掛けに當つて後より行くと云つた言葉を思出したので其儘現場に駆け付けた。ウキル氏が着いた時には此の悲劇の舞台には唯一人の警官が居つた耳で、其警官を除いてはウキル氏是最も早く駆付けた一人である。其時警官はハアバア氏の横つて居た處から約四十ヤード程離れた道路に立つて居た。

ハアバア氏は頭を岡の下方に向けて倒れて居つた。ウキル氏は直ちに彼の傍に駆け付けたが、一見して既に絶命して居る事が解つたと其の日誌に記して居る。ハアバア氏は身體を充分伸ばして左側に傾いて倒れて居た。それをウキル氏は直さうとしたが、立會の警官がウキル氏の後より追つて来て役人の来るま

で手を觸れではならぬと言つた。

暫らくしてから多くの役人と各國の領事、病院の醫者、それにブレキストン氏もやつて來た。之は遅卒屯所から開拓使函館支廳に此の事件が通知せられたので、支廳主任の開拓中判官杉浦誠氏が、容易ならざる大事件であると認めて、各國領事に通知すると共に自ら現場に臨んだ次第である。

そこで死体の検査を行つて、遺骸取片付に就いて各國領事と協議した。領事團は犯人を裁判所に於て審問することとし、遺骸も裁判所に送つて犯罪の證據に供し、其後に病院に送つて醫師をして遺骸の洗滌、疵口調査をすることを提議したので其通り行ふことに定めた。

ウキル氏一行は早速其處の農家から一枚の板戸と疊ごを持ち來つて、死体を疊の上に乗せた。其時ウキル氏の見た處では片腕と片脚とは僅かに皮斗りで繋がり、頭は三ツに切り割られて、離れかつゝて居つた云ふ。それを裁判所（函館支廳内）の白州に持込んだ。

其所には役人と各國領事、醫者等が居つて其時は既に審問が開かれて居つた加害者の田崎秀親は算盤と云ふ、拷問器の上に坐り、膝には重い石が上げられてあつた。其時ジョン、ウキル氏が見た犯人の觀察は「彼は通常の日本人で、兇惡な相はなかつた」と云つて居る。此審問が了つてから、遺骸を愛宕町の病院に移して徹宵疵口の調査をなし、翌十二日には各國領事立會の上で次の様な點檢書を作成した。

當函館在留獨逸代辨領事

ロードウイツク、ファーバー氏

死體創口點檢書

頭 部

前頭骨ヨリ左顎顎骨上字様創

前頭骨ト顎頂骨ノ縫際

長創四寸短創二寸
横創二寸

顎頂ヨリ後頭工

右顎顎骨上

後頭骨十字形突起ニ

左口窩ヨリ後頭工 左耳ヲ中斷横截スル創

頸部

左頸

肩頭部

左ノ肩頭甲創

左ノ肩頭乙創

脊部

右肩胛骨下空傷

左肩胛骨下斜創

肋部

長半寸

長一寸半

長半寸

長一寸

長二寸

長二寸半

斜創二寸半

片創直徑二寸

長五寸半

長二寸半

左肋上創

長三寸半

左肋下創

長六寸深サ各一寸

左脇第一創三稜筋底所

長半寸

左脇第二創突傷

長一寸

右の肘關節ヲ後口ヨリ全截

長三寸半

足部

長三寸半

左脚大前ヨリ膝關節ヲ全截シ僅カニ後口ノ皮膚ヲ餘ス

長三寸

右脚膝關節ノ下ニ斜創

長三寸半

同脛骨ノ下端ニ斜創

長三寸

右足蹠片創

直徑一寸

右之通相違無之候也

此點檢が済んでから、ハアバア氏を宿泊せしめた關係にある英人ブレキストン氏は棺槨を持來つて遺骸をそれに納め、其日の午後六時に山背泊の外國人墓地に埋葬したさうだ。此墓地は今も立派に残つて居る、昨大正十二年の秋遅く星一氏の篤志で新らしい墓碑が建更へられたが、其古い墓碑こそ今度此由緒を偲び遭難地の記念碑材として選んだものである。ハアバア氏の遺骸と關係深きジョンウヰル氏は此日ミシン丸（蒸氣船）にて釧路に向つた爲めに此埋葬には携はらなかつた。

函館支廳からは事の経過を札幌の本廳に報告し、又宮木大主典（此人の墓碑近年迄稅務署脇にありたり）を上京せしめて外務省に上申した。阿部氏の記述には此事を十二日と記してあるが、開拓使日誌には八月二十一日の條に次の上申書が載せてある。

函館在留獨逸代辨領事殺害ニ逢ヒタル儀上申

秋田縣貫屬士族田崎秀親本月十一日午後第六時函館支廳下谷地頭町ニ於テ同

港在留獨逸代辨領事ロードウエクファー・バ氏ヲ殺害即死致サセ邏卒屯所ヘ自首候ニ付直ニ函館裁判所へ引渡候段報告トシテ右支廳在勤中判官杉浦誠ヨリ大主典宮木經吉ヲ以テ晝夜兼程具狀及候處詳細ノ儀ハ追々可申越趣ニ候得共猶實際ノ始末御下問ノ儀モ候ハ、御達次第右經吉參官可爲致別紙相添此段御届申上候也（別紙略之）

犯人秀親は十三日入牢を申付けられ、其日と十四日は引續き糾斷を受け、十八日には再審問があつて、殺意も明白になり、又英國領事が懸念して居つた共犯人も無いと云ふことが判明した、只外人殺害を決意した動機が夢に神託を蒙つたと云ふたのは偽りで、あると白狀した。依て此日の訊問を以て結審するこどゝし其の調査を各國の領事に廻付して罪狀を確定することが出來た。當時の裁判所長は權少判事井上好武氏である。

此事件があつて間もなく英國軍艦のアインテエク號が水師提督を乗せて入港し、恒例に依り祝砲の交換があつた。翌二十四日には獨逸軍艦がハアバア事件

の爲めに獨逸國公使館附書記官ケンブルマン氏を乗せて來港し祝砲の交換を了つてから、ケンブルマン氏は上陸してシロタ、スターランド商社（今船場町九番地邊）に投宿した。同艦には我國司法權大判事岸良兼養氏が外務五等出仕野村靖氏と共に便乗して來た。そして同日午後五時獨逸艦將は函館支廳を訪問したので定例に依つて酒菓を供した。翌二十五日には本問題が起る以前から避暑の爲に北海道内地を漫遊すべく、七月中既にハリス夫人を函館に先發させて居た英國公使のバークス氏を乗せて、同國軍艦が入港した。其が爲に此等の英獨軍艦を杉浦中判官が訪問する度毎に祝砲の禮があつたり、尙ほ其他に露西亞、丁抹等の軍艦が多數碇泊して居つた爲めに、事情を詳かにせぬ市民は、此事件に依つて入港したものと思込み、今にも大事が出來するかとの杞憂を抱き安き心地も無かつたとのことである。

此日（二十五日）ケンブルマン氏は支廳に依頼して、故ハアバア氏に對する債權其他の權利を有するものに對しては、ケンブルマン氏に於て辨償すると云ふ

ことを布達した。二十九日には杉浦中判官が野村五等出仕と共にケンブルマン氏を訪問し、故ハアバア氏の借地及債務の件等、四箇條に關する調査を遂げ、又ケンブルマン氏はハアバア氏殺害に關する調査を了へて、日本官憲が犯人を死罪に處する云ふことを以て、犯罪を償はしむるに足るものとし、相互の交渉が茲に解決を告げた。只殘る處はケンブルマン氏が歸館の上同國公使に報告し、其承認を得ると云ふこととなつた。そこで杉浦中判官は三十日午後六時は教師館（明治四年八月英國人フレタ氏所有の家屋を買上げ外國人接待所に充てし叶同館なるべし、元町別院の箇所）にケンブルマン氏以下を招請し我が司法官も臨席したが當日の客分は次の諸氏である。

獨逸國書記官

ケンブルマン

獨逸副艦將

リヨウネス

醫官外

二人

司法大検事

岸良兼養

外務五等出仕

野村靖

司法權少判事

井上好武

司法權中檢事

伊庭貞剛

司法權中辨事

高木靜三

ケンブルマン氏は斯くして此の事件の調査を了へたので九月二日横濱に向つて出發した。

此の事件は其後獨逸公使フオン、ブランド氏と我が外務省當局者との折衝に據つて解決することが出來たが、亦ケンブルマン氏の調査報告に負ふ所も少くない。歸する處事件は至極簡単で、然かも原因は犯人の私憤に出でたると、他に教唆者の無いと云ふことが判明したので、日本官憲の處分方法に同意を表したものと思はれる。そこで獨逸公使館から其趣旨を外務省に通告して來たが、其通達書の譯文は次の様なものである。

函館在留我國代辦領事ハーベル氏秋田縣士族田崎秀親ニ殺害致候趣ニ付、去ル八日付閣下ノ御書翰致落手候、右來示ノ趣田崎秀親取調ノ儀者、去ル三十一日相濟候處、右ノ手續ヲ以同人全ク連累ノ輩無之段明瞭ニ相成候、且貴國ノ法律ニ照シ同人除族ノ上斬罪ニ處セラレ候趣有之尙又御面會ノ時右申渡書昨十四日函館表ニ御回シ相成候儀御申聞有之且又致承知候、尙同書翰中、天皇陛下ニ於テハーベル氏殺害ニ遭候一件ニ付、我國政府ヘ對シ深ク御氣ノ毒謀ニ被思召候段、拙者ヨリ我國皇帝陛下我親愛ノ君主并我政府ヘ通達可申様御懇望有之、且閣下弔詞ノ趣モ有之、諸閣下ノ御懇望ニ隨テ最早我至尊ナル政府ヘ御書簡ノ翻譯文ヲ達シ申候得トモ、函館出張貴國ノ士官ハ勿論其他貴國士官ヘ右不幸ノ一件ニ付御親切ヲ盡シ御行届ノ御處置被下候爲、前以テ拙者ヨリ閣下ヘ御謝禮申入候、左候ハバ我至尊ナル政府ノ決議ニ差響カザル儀ト存候。

右ノ段御報可得御意如斯御座候 敬具

官、九月半五日職務執行書 獨逸國辦理公使

奉書。

フォンブラント

寺島外務卿閣下へ候、本題ハヘヌモ草モニ茲御、萬葉ニテ御候す
此の事件は之で署は解決したので、^(東京の開拓使出張所ノ當時芝山内威徳院)獨逸國公使の承諾書を函館支廳に移牒し來た、そこで函館支廳は九月二十六日午前十時に犯人を處刑することを定め、此事を英、米、獨(ハアバア氏)死後獨逸領事事務は英國領事アル、ユウスデン氏(兼掌す)の各國領事に通牒して立會を求めた。そして同日豫定の通り監獄署(相生町所在囚獄なるべし)に於て斬首した、當時の裁判書は次の如きものである。

裁判書

其方儀平日從事スル處ノ皇學頽敗ニ至ルハ畢竟外國トノ和親ニ基クト頑愚ノ心ヨリ一圖ニ存込寧ロ洋人ヲ殺害シ素志ヲ果サント郷里出奔函館ニ至リ同所谷地頭ニ於テ獨逸國領事勤方フアーバー氏ニ邂逅シ忽拔刀追逐シテ兇殺セシ

段甚以不届ノ儀ニ付破廉恥甚ヲ以テ人命律謀殺條ニ照シ除族ノ上斬罪申付候事

秀親の遺骸は尻澤邊に埋めたと云ふことであるが今は所在が明かでない。此處刑が終つてから函館支廳は其顛末を本廳に報告し、本廳からは十月九日に其筋に上申した。

田崎秀親行刑ノ儀上申

秋田縣貫屬士族田崎秀親儀獨逸領事勤方フアーバ氏ヲ及殺害候一件處刑ノ儀九月二十六日午前第九時函館裁判所ニ於テ申渡ノ上當使支廳へ該犯引渡候ニ付同日午前十時囚獄場構内ニ於テ斬罪行刑相濟候且獨逸國公使ヨリ兼テ外務省ヘ申立有之趣ヲ以テ同國領事并米韓兩國領事致來見候旨函館支廳ヨリ申越候條此段御届申上候也

右は開拓使日誌に載する所である。之に依つて該事件は漸く全部終了を告げたが、此事あつたが爲に獨逸國が我が函館に領事館を置くことを廢したるは、

開港場としての函館にとつて甚だ遺憾の極みである。我々函館市民は兩國の親交が函館市に再び獨逸領事を迎へる日の来る如く、而く益々密接親善ならむ事を切望すると共に必ずやその日の遠からざる將來に於て来るべき事を信ぜんとするものである。

又此の事件が當時如何に我が政府當局を驚かしたかは次の布告文に依つて窺ふことが出来る。

第百十號

使　府　縣

本月十一日函館港ニ於テ秋田縣士族田崎秀親獨逸國代辦領事ヲ暴殺シ同所巡邏屯所ヘ自首候ニ付直ニ捕縛相成候抑各國御交際以來屢々外國人ニ對シ不法ノ所業有之御交際ノ御趣旨ニ戾リ深ク被爲惱

農襟候旨曾テ布告ノ次第モ有之候處今日ニ至り尙ホ前陳ノ如キ狂暴ノ舉動有之候ニハ

天皇陛下ノ聖旨ニ背キ各國政府ノ交誼ニ戾リ實以テ不相濟事ニ候條地方官ニ於

テ各人御趣旨ヲ奉體シ候様篤ク告諭可致此旨相達候事

明治七年八月二十七日

大政大臣　三　條　實　美

使　府　縣

第百二十號
去月十一日函館港ニ於テ獨逸國代辦領事ヲ暴殺致候秋田縣士族田崎秀親儀吟味詰ノ上別紙ノ通り處刑相成候

右者外國御交際之趣旨ニ悖リ不容易罪狀ニ付キ改律以前ニ候ヘバ梶首ニモ可被行處當今ノ刑典ニ照シ斬ニ被處候儀ニ付右之通相心得本年第百十號ヲ以テ相達候通向後心得違之者無之様管下一般ヘ篤ク告諭可致此旨更ニ相達候事

明治七年九月十日

大政大臣　三　條　實　美

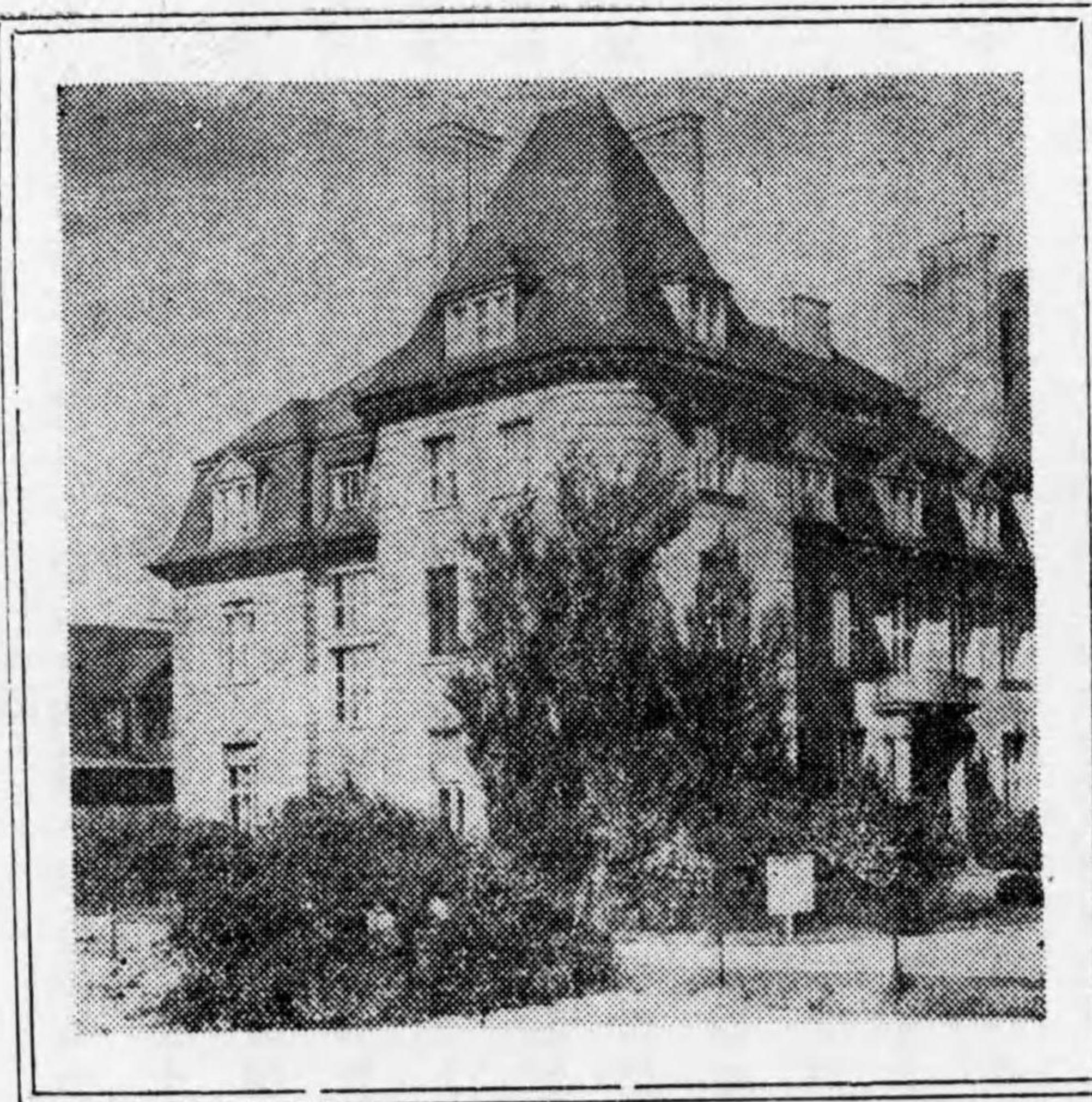
爾來春風秋雨五十年本年端なくもハアバア領事の甥なる、獨逸伯林ガイザア、
ヴキルヘルム研究所物理化學部長たるフリツツ、ハアバア博士が、萬里の波濤

を超えてはるばると展墓の爲に、我が函館の土を踏む云ふことは、此の事件に最も關係深き函館の市民として感慨の甚だ深きものがある。茲に當年の事蹟を搜ねて此の小冊子を編んだ次第である。



ウキルヘルム研究所物理化學部長

フリツツ・ハアバア博士



ウキルヘルム研究所



大聖堂の外観

フリツツ、ハーバー博士略傳

フリツツ、ハーバー博士は獨逸ブレスラウ市に生れ、大學に於ては化學を修め有機化學の卒業論文を出して學位を得、後カールスルーエ工業大學工業化學教室に於てコール瓦斯の専門大家ブンテ博士の助手として燃料特に瓦斯に就て研鑽し、一八九六年には其研究結果なる炭化水素の分解並に燃焼といふ就職論文を以て同教室の講師となれり、その頃より博士は電氣化學に専ら興味を持ち、續々貴重なる論文を發表し電氣化學に於ける一方の領袖となれり、一九〇二年秋先生は獨逸化學會其他の委囑により渡米、拾六週間に亘り米國各地の化學工業を仔細に調査し翌年正月之れを詳細に發表せり、その觀察の銳利にして且つ多方面なる事驚嘆に値するものあり、著しく歐米各國の注意を引けり、その後は電氣化學のみならず一般物理化學にまでその研究範圍を廣め、特に工業的方面にも着目されたり、ルブラン教授の後を襲つてカールスルーエ工業大學物理化學教室主任として活動して居りし時偶々瑞西チュウリツビ工業大學の有名な

る硫酸アルカリの大家ルンゲ博士の引退に際してその後任に推薦せられ、轉任せんとするや、バーデン大公國の政府は博士に完備せる研究室を提供するを條件として留任を強要せり、今のカールスルーエの完備せる物理化學教室即ち有名なる所謂ハーバー法窒素固定法の出產所はかゝる事情の許に建設せるるゝに至れるなり。

一九一〇年柏林にカイザーウキヘルム研究所設立の計劃あるや博士は其の物理化學研究所の所長に選ばれ一九一二年その完成を待つて之れに移れり、此頃より博士の興味は益々抽象的方面に集中せられ、物理化學特に理論物理學方面に入られ、獨逸物理學會長として活躍するに至れり、歐洲大戰勃發するや博士は陸軍省と連絡を取り各地戰場を視察し、所謂化學的戰術に着目し、柏林に於ける博士の研究所は毒瓦斯戰術の本據として非常なる活動を始めたり、此の爲めに博士は聯合國よりにらまれ、獨逸戰敗の際は有力なる引渡捕虜として裁判に付されんとせり、戰後ノーベル賞金を授與せられし際も米國などに於ては非人格者として優に人の師表たるべき資格を有す。

道的毒瓦斯戰の創設者として隨分非難の聲を放てり、然れども博士は人も知る如く總ての人に対する最も親切であり、人の爲めに厚意を盡すこと樂しみとなしをる點は、獨逸一般の頑固偏狹な學者氣質と全くその撰を異にし一異彩を放つ所にして博士が非凡なる學才を有する點を度外視しても、最も優れたる人格者として優に人の師表たるべき資格を有す。

549
461

大正十三年十一月六日印刷
大正十三年十一月八日發行

〔非賣品〕

著 者

岡 田 健 藏

發 行 者

岡 田 健 藏

印 刷 者

水 間 生 太 郎

印 刷 所

第一印刷株式會社

發行所 函館八アバア記念會

著者としての人の顔立式あるいは筆の字等を
或は筆の上に於ては必ず手書きで筆を寫せん様にして、紙を寫す人
の手書きの筆跡、或は筆の上に於ては必ず手書きで筆を寫せん様にして、紙を寫す
人の手書きの筆跡である。大正十三年十一月六日印刷
大正十三年十一月八日發行

319
461

終